

細川明彦・佐知子基金 運用管理規程

一般社団法人日本粉体工業技術協会

第1条 この規程は細川明彦・佐知子基金(以下基金という)の運用管理に関し以下のとおり定める。

第2条 基金の管理・運用は、専務理事の管轄業務とする。

第3条 基金は次の2事業に使用し、以下に定める方法により運営する。

1. 粉体工業展賞

- (1) 協会員並びに事務局員において、推薦審査委員長が妥当と認めた者のうち毎年、粉体工業展の企画・運営に参画し顕著な功績のあった者1名に授賞する。
- (2) 協会員並びに事務局員において、推薦審査委員長が妥当と認めた者のうち毎年、(1)に準ずる功績のあった者若干名に「東京国際粉体工業展賞」又は「大阪粉体工業展賞」等を授賞する。
- (3) 「粉体工業展賞」に関して、東京開催時は東京粉体工業展正、副委員長が、大阪開催時は大阪粉体工業展正、副委員長が推薦する。
- (4) 「東京国際粉体工業展賞」に関しては、東京粉体工業展正、副委員長が、「大阪粉体工業展賞」に関しては大阪粉体工業展正、副委員長が推薦する。
- (5) 推薦者は、受賞候補者を当該年度2月10日までに、別に定める様式の推薦書を以て本部に提出する。
- (6) 推薦を受けてから受賞者決定までの措置は、「協会賞規程」第7条から同第9条までの規定を準用して取扱う。
- (7) 受賞者には基金であることを明示した賞状並びに副賞を贈呈する。

2. A P P I E 経営講座、特別講座及び粉体エンジニア早期養成講座に対する事業補助

- (1) A P P I E 経営講座、特別講座及び粉体エンジニア早期養成講座の運営費の一部を補助する。
ここで運営費とは会場費、講師謝礼、旅費(車代を含む)及びテキスト代等を指す。講師等が宿泊を要する場合、夕食及び朝食を含む宿泊費は補助の対象とするが、飲食費については除く。
- (2) 基金からの補助によることを「講座案内」及び「講座テキスト」の中で明示する。

第4条 前条に定める事業の年間事業費については特に定めないが、その事業費が過大にならないよう運営する。

(付則)

この規程は理事会の承認を得た日から発効する。

(付記)

- (1) 平成13年3月22日 制定
- (2) この規程は、これまでの「細川明彦基金」に、平成12年8月の細川佐知子氏からの寄付金を合わせ「細川明彦・佐知子基金」とし、その運用管理規程を新しく制定したもので、これにより、「細川明彦基金運用管理規程」(平成6年5月11日制定、

- 平成12年3月23日最終改定)は廃止する。
- (3) 平成21年3月19日 一部改定 (理事会承認)
 - (4) 平成23年5月12日 一部改定 (理事会承認)
 - (5) 平成25年11月27日 一部改定 (理事会承認)
 - (6) 平成27年 7月31日 一部改訂 (理事会承認)
 - (7) 平成28年 3月16日 一部改訂 (理事会承認)